それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、 議事が円滑に進みますようにご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-1と議案第2号農地法第5条の規定による整理番号5-1については、関連する事項がございますので、合わせて議案第2号農地法5条による規定による許可申請について審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1及び 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1につい て、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号 3-1、及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5 -1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。

3番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1及び農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、2月22日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字岩渕字前ケ貫地内にございます。

始めに整理番号3-1について、農地の現況ですが、保全管理されております。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。

譲受人の所有地についてはございません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では 白菜、大根、トマト等の露地野菜や、キウイ、梨、みかん等の果樹を作付け するとのことです。

また、通作については自宅予定地の隣接地になるとのことです。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。 次に整理番号5-1について、農地の現況ですが、保全管理されております。

周囲の状況ですが、申請地の南側は議案第1号の整理番号3-1の申請地で、東側は農地となっており農地所有者からの承諾書が提出されていることから、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、利根川哲委員の説明のとおりです。

譲受人は、東京都世田谷区在住の団体職員です。申請地隣接地に優良田 園住宅制度を用いて移住後に、農のある暮らし農地利用型として農業経営 を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、トマト、ナス、白菜、大根などの野菜や、キウイ、ナシ、みかんなどの果樹の作付計画が提出されています。なお、譲受人自身の農業 経験はありませんが、同居の娘婿が2年間の農業経験があり一緒に農業経営 をしていく予定です。

また、飯能住まい制度の支援制度である農業普及員による指導をいただきながら耕作をする予定であることを聞き取りしています。

譲受人の所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接していますので、通作にはまったく 問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、草刈り機1台を所有し、耕うん機1台 を導入予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5 aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。 6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。現地の状況については、利根川哲委員の説明のとおりです。

申請人は、現在東京都世田谷区にて妻と家族とともに6人で生活をしております。

申請者夫婦と娘夫婦は、かねてから家庭菜園ができる土地でゆとりある暮らしを送りたいと思っていました。孫が小学校に入学するまでに移り住みたいと移住先を検討したところ、今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては29件目の認定となります。類型は農地利用型での認定となります。

申請年月日は、令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、建築費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の 見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同 時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

3番

同様の意見をいただいております。

議長

同行して調査しましたが、利根川哲委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

8番

飯能住まい制度を活用して、農地を取得した後、この農地が仮に耕作放 棄地になった場合はどうなるのか教えてください。

事務局

今回、飯能住まい制度を活用した農地利用型での農地取得となりますので、通常どおり農地法第3条での農地取得といった形となるので、申請人には農地取得後も農地法による農地の適正な管理が求められます。

議長

その他、ご意見、ご質問ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員举手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号 5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号 3-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。

3番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、2月22日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下畑字宮原地内にございます。

農地の現況は保全管理されております。

譲受人は農業経営を開始したく申請されるとのことです。

譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではじゃがいも、ほうれん草などの露地野菜を作付けするとのことです。

また、通作については自宅に隣接しているため特段の問題はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、利根川哲委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字下畑在住の会社員です。自宅に隣接する申請地を取得し 農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、じゃがいも、きゅうり、トマト、ナス、大根などの露地野菜の作付計画が提出されています。なお、譲受人の農業経験は5年で、同居の父母が共に7年間の農業経験があり一緒に農業経営をしていく予定です。

譲受人の所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接していますので、通作にはまったく 問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕運機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

⇒关 戸

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

3番

同様の意見をいただいております。

議長

同行して調査しましたが、利根川哲委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号 3-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。

3番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、2月22日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下畑字宮原地内にございます。

農地の現況ですが、この申請地は以前はヒバなどの樹木があったので すが、現在は保全管理されております。

譲受人は農業経営を開始したく申請されるとのことです。

譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではナス、トマト、きゅうりなどを作付けするとのことです。

また、通作については自宅に隣接しているため特段の問題はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、利根川哲委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字下畑在住の会社員です。自宅に隣接する申請地を取得し 農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、ナス、トマト、きゅうり、じゃがいもの作付計画が提出されています。なお、譲受人自身の農業経験はございませんが、同居の義母が40年間の農業経験があり、譲受人の妻も義母の農作業の補佐をして一緒に農業経営をしていく予定です。

譲受人の所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接していますので、通作にはまったく 問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

- 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。
- 2つ目、機械の所有状況ですが、耕運機1台を所有してます。
- 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。
- 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。
- 5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。
- 6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

3番

同様の意見をいただいております。

同行して調査しましたが、利根川哲委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

9番

申請地と申請人の自宅との間に、細長い土地が2筆ありますが、こちらの土地の地目と所有者について教えてください。

事務局

申請人と隣の家との共用通路となっておりますので、地目については、 非農地となっております。また、所有者につきましては、申請人と隣の家 の方との共有持ち分となっております。

議長

その他、ご意見、ご質問ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号 3-4について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。

3番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、2月22日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下畑字宮原地内にございます。

農地の現況ですが、この申請地は航空写真で確認したところ以前は山 林化していた様子ですが、現在は樹木も抜根され適正に保全管理されて おります。

譲受人は農業経営を開始したく申請されるとのことです。

譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではじゃがいも、さといも、ピーマンを作付けするとのことです。

譲受人は借りている農地で、すでに30年の農業経験があると聞き取り をしております。

また、通作については自宅から徒歩10分程度とのことです。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、利根川哲委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字前ケ貫在住の会社役員です。申請地を取得し農業経営を 開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、トマト、ピーマン、きゅうり、枝豆、じゃがいもなどの作付計画が提出されています。なお、譲受人は30年の農業経験があり、農業経営をしていく予定です。

譲受人の所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅から車で5分の場所ですので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、本人の意向で人力で作業をすることを 聞き取りしています。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

3番 同様の意見をいただいております。 同行して調査しましたが、利根川哲委員の説明のとおりです。 議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及 び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許 可申請の整理番号3-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】 他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請 議長 の整理番号3-4について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願い ます。 【全員挙手】 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、 審議をいたします。 それでは事務局の説明をお願いいたします。 事務局長 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたし ます。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。 それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5 議長 -2について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の利 根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3番 2について、2月22日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しま したので、その状況を報告します。 申請地は大字下畑字宮倉地内にございます。 農地の現状は、保全管理されていました。 周辺農地への影響ですが、隣接地にはすでに飯能住まい制度を活用した住 宅が建てられていますし、北側には県道があることから周囲の農地にも、特

申請理由としては、飯能住まい制度を利用して住宅敷地としたく申請する

段の影響はないものと考えます。

ものです。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。現地の状況については、利根川哲委員の説明のとおりです。

申請人は、現在市内の賃貸住宅にて妻と娘の3人で生活をしております。

子供の成長に伴い現在の住まいが手狭になってきたこともあり、自然豊かな環境で、子育てと家庭菜園ができる広い土地を検討したところ、今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては30件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地 購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確 認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の 見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同 時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

3番

同様の意見をいただいております。

議長

同行して調査しましたが、利根川哲委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号 5-3について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、 地区担当委員の柏﨑光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3について、2月20日に大野忠司推進委員と現地調査しましたので、その 状況を報告します。

申請地は大字上赤工字貝ケ瀬地内にございます。

農地の現況ですが、この申請地は以前は梅や栗の木があったのですが、 現在は保全管理されております。

周囲の状況ですが、申請地の南側は河川に面した場所で、周辺にも農地がないことから、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。現地の状況については、柏﨑光一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在東京都北区のマンションにて設計士の仕事をしております。

将来に向けてスローライフを考えるようになり、自然豊かな場所で家庭菜園ができる土地を探すことにしました。知人の紹介で農のある暮らし「飯能住まい制度」を知り検討しましたが、選定条件に合う土地は見つかりませんでした。再度、飯能市で移住先を検討したところ、今回の申請地が自身の土地の条件に適い、また、近隣にスーパーなどがあり老後の生活にも不便がないことから今回申請をされたものです。

申請年月日は、令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地 購入費、造成費、建築費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の 見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

同行して調査していただいた大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

議長

同様の意見をいただいております。

6番

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

申請地と河川との間の土地の地目について教えてください。

事務局

非農地となっております。

議長

その他、ご意見、ご質問ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号 5-4について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、 地区担当委員の小谷野伸一委員より現地調査報告をお願いいたします。

8番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-4について、2月22日に保谷剛正推進委員と現地調査しましたので、その 状況を報告します。

申請地は大字青木字辰の尾地内にございます。

農地の現況ですが、保全管理されております。

周囲の状況ですが、申請地の南側は市道となっていることから、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地の一時転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-

4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、小谷野伸一委員の説明のとおりです。

申請人は、市内の法人です。申請地にて道路改良工事を施工するにあたり、近くに現場事務所や重機および車両の保管場所が必要となり、周辺に現場事務所として使用できる土地を探したところ、使用できる土地が見つからず、やむを得ず申請地を一時転用するものです。

そのため、工事現場の隣接地である申請地を現場事務所敷地としたく申請をされたものです。

なお、今回の申請は一時転用となります。工事完了後は、農地に回復する こととなっております。

申請年月日は、令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関してその他 リース料のみで、造成費、建築費等は特にございません。全額自己資金に て対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の 見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた保谷剛正進委員から、何か意見等預かっていますか。

8番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調

査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

9番

申請地の一部を今回一時転用するにあたって、残りの農地の状況について教えてください。

事務局

現在、作付け等耕作はされておりません。

6番

申請地の一部を今回一時転用する場合、分筆など登記までするのですか。

事務局

通常の農地転用ですと、分筆をしてから農地転用となりますが、今回は 一時転用ですので、特に分筆まではしません。

議長

その他、ご意見、ご質問ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画(案)について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号農用地利用集積計画(案)について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、長ネギなど露地野菜です。

販路としては、主にうどんを製造している会社への販売です。

整理番号2番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は主にナス、トマト、とうがらし、きくいも、中国野菜などの 露地野菜を作付けしております。

販路としては、主にスーパー、ネットでの販売などです。

整理番号3番の方は、新規での利用権の設定になります。

明日の農業担い手育成塾の研修圃場として利用権設定をする法人です。

令和3年4月から2年間の期間において研修生に農地である申請地を 貸し付け農業研修を実施します。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画 の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するも のと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行う と認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかど うかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。 説明は以上です。

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

整理番号3番の研修生について、年齢など教えてください。

年齢は33歳です。2年後の新規就農を目指して、入塾されます。 農薬や化学肥料を使わない自然農法をベースとした数品目の露地野菜

その他、ご意見、ご質問ございますか。

での経営を考えられております。

【なしの声あり】

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員举手】

全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、議案第4号認定農業者の認定について議題といたします。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

それでは、議案第4号認定農業者の認定について、ご説明いたします。

事務局長

17

議長

3番

事務局

議長

議長

議長

【資料に基づき説明】

なお、詳細につきましては、担当から説明いたします。

事務局

説明いたします。

農業経営改善計画は、現在の農業経営から5年後の農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画です。

農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第2項により、農業委員会の意見を聴くことが求められておりますので、提案するものです。

今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の第1号、農業経営改善計画の内容が基本構想に照らし適切なものであるかですが、適切であると判断されます。

次に、第2号の、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適合するものであるかですが、適合するものであると判断されます。

また、今回の計画の達成も見込まれると判断されます。 以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。 説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

申請者には、目標7年と記されていますが、7年計画なのか令和7年という意味なのか教えてください。

事務局

申請時から5年後の目標という意味で、令和7年です。

3番

生産方式の合理化に関する欄に、1反未満の圃場があるので、1反以上の農地に変えていくと記されていますが、どういった内容か教えてください。

事務局

現在耕作している農地に1反未満の圃場があり農作業としては不効率であるので、今後、借りる際には1反以上の農地を借りるとか、1反以上の農地に借り換えていくといった意味です。

3番

田などの農地を借りる際に、水利権使用料など支払い義務は土地所有者 なのか借りる側なのか教えてください。

事務局

貸し借りなと利用権設定をする際に水利権使用料なども含め賃借料について協議して話し合いをして決めるかどうかですが、基本的には土地所有者が支払うものです。

議長	その他、ご意見、ご質問ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無しとのことですので、本件について承認することに賛成の方は、挙手 願います。
	【全員举手】
議長	全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による許可申請の取り 下げ及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出について
	ご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたし ましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏﨑光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和3年2月飯能市農業委員会総会を閉会します。